

平成18年6月13日

株 主 各 位

福岡市中央区天神三丁目10番30号
株式会社システムソフト
代表取締役社長 吉 尾 春 樹

第24回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第24回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、平成18年6月27日（火曜日）までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成18年6月28日（水曜日）午前10時
2. 場 所 福岡市中央区天神三丁目13番20号
アークホテル博多ロイヤル
3階 孔雀の間
(末尾株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 会議の目的事項
報告事項
 1. 第24期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）営業報告書、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件
 2. 第24期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）連結貸借対照表ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 第24期利益処分案承認の件
第2号議案 定款一部変更の件
議案の要領は、後記の「議決権の行使についての参考書類」（23頁から35頁まで）に記載のとおりであります。
第3号議案 取締役および監査役に対する退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金贈呈の件

以 上

（お願い） 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

第24期営業報告書

(自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)

1. 営業の概況

(1) 営業の経過および成果

(イ) 当社を取り巻く環境

当期のわが国の経済は、原油の高騰等による不透明感
は残るものの、企業収益の改善・設備投資の増加、個人
消費の改善など、全体として景気は上向きに推移いたし
ました。

当社の属する情報サービス産業におきましても、金融
機関を中心とした情報化投資は活発に推移してきており
ますが、We b技術を中心とした開発要員の不足など、
案件の増加と人材のバランスが取れておらず、収益の確
保は厳しい状況が続いております。

(ロ) 営業の経過および成果

このような環境下、当社は、まず、期初において、そ
の時点での親会社カテナ株式会社（以下カテナ、東証二
部）のグループ企業として、前期に行った財務リストラ
の後処理をすすめ、カテナの引受による1,006,500千円
の第三者割当増資を行うことと併せ、平成17年6月開催
の定時株主総会決議に基づき、資本準備金の全額取り崩
しおよび資本の減少（減資）を行い、累積損失を一掃す
るなどバランスシートの内容の改善を行いました。

その後、平成17年10月にヘラクレス上場の株式会社ア
パマンショップネットワーク（以下ASN）が当社株式
の公開買付けを行ったことを受け、「システムソフトの
今後の成長戦略を構築し、更なる企業価値の向上を目指
すために公開買付けに応募する」との判断によりカテナ
がこれに応募し、平成17年11月に当社はASNの子会社
となりました。

これに伴い、当社は事業構造の見直しを行い、事業の
効率化および発展性の観点から防災システム事業部門お
よび社会公共事業部門の事業を切り離し、We b技術を
中心としたシステム開発への特化を目指すことといたし
ました。また、ASNのグループ企業として、当社が有
するWe b技術とASNが有する不動産関連情報との融
合を図り、当社において不動産情報に特化した、幅広い
提案型サービスの提供を行う「情報量および利用者数
No. 1」のポータルサイトの構築・運営を目指すことと
いたしました。

これを受けて、平成17年12月開催の臨時株主総会にお
いては、ASNのグループ企業としての新経営体制構築
および事業構造の見直しにより、防災システム事業部門
および社会公共事業部門の事業を、同事業を連携してす
すめてきたカテナへ営業譲渡する決議を行い、「新生シ
ステムソフト」のスタートを切りました。

平成18年2月には当社が目指している「情報量および利用者数No.1」の不動産情報ポータルサイトの構築・運営に欠かせないノウハウ・情報を持つ、株式会社リビングファーストの株式を取得し子会社化いたしました。

更に、平成18年3月末にASNを引受先とする2,860,000千円の第三者割当増資を行い、今後、不動産情報ポータル事業をはじめとした不動産関連の新規事業を強力に推進するための資金を確保するとともに、借入金の全額返済を行いました。

また、収益面では、売上高は1,102,333千円となり、前年同期を211,043千円下回りました。この主な要因は、新経営体制の構築および事業構造の見直しにより、防災システム事業部門および社会公共事業部門の事業をカテナへ営業譲渡したことによる減少です。

売上総利益は205,768千円となり、前年同期を54,054千円上回りました。これは、売上減による利益の減少および不動産情報ポータルサイト立ち上げへの先行投資的費用の発生など原価の増加があったものの、開発効率の改善がそれを上回ったことによるものです。

販売費及び一般管理費は194,718千円となり、前年同期を91,352千円下回りました。この主な要因は、防災システム事業部門および社会公共事業部門の事業の譲渡による減少です。

以上により、当期は、営業利益は11,050千円（前年同期は134,356千円の損失）となりましたが、借入金利の負担等もあり、経常利益は、遺憾ながら、66,615千円の損失計上（前年同期は238,678千円の損失）となりました。

特別利益におきましては、営業譲渡益600,000千円、新株引受権戻入益23,164千円など、合計で633,314千円、また、特別損失におきましては、新株発行費25,718千円、借入金返済による金利スワップ解約損12,879千円、東京センターの事務所移転に伴う費用5,133千円など、合計で44,581千円を計上いたしました。

この結果、当期純利益は519,615千円（前年同期は減損損失など1,352,947千円の特別損失の計上により1,594,948千円の当期純損失）となりました。

事業部門別の概況は、次のとおりであります。

[システム事業部門]

主に東京地区の大手企業を顧客としてシステム開発事業を行っている当部門は、KDDI研究所、三井住友海上火災保険、ソニーグローバルソリューションズなどのお客様に対して、汎用システムからWebシステムまで幅広いシステムの提案・開発・保守・運用などを行い、収益の拡大に努めてまいりました。

当期におきましては、これまでのKDDI研究所での実績をもとに、大型の新規案件として、KDDI本体向けのSI事業に着手するに至りました。この案件は、当期中の納入実績に加えて、追加受注を含め次期につながる成果を得ることができました。この結果、売上高は722,591千円（前期比0.58%増）となりました。

[ITソリューション事業部門]

主に福岡地区を基盤としてシステム開発事業を行っている当部門は、福岡大学、ふくや、福岡銀行などのお客様に対して、強みであるWebシステムに特化してシステムの提案・開発・保守・運用などを行い、売上および収益の拡大に努めてまいりました。

当期におきましては、金融機関向けの売上高が縮小いたしましたでしたが、新たな案件の獲得など、次期につながる成果がありました。この結果、売上高は200,986千円(前期比6.12%減)となりました。

[CatchUp事業部門]

期中におきまして、「情報量および利用者数No.1」の不動産情報ポータルサイトの構築・運営を目指すため、CatchUp事業の推進部門を立ち上げました。当部門におきましては、本年夏のサービス開始をターゲットとしてポータルサイト開発をスタートし、今後開発力を強化してまいります。なお、売上の計上は次期以降となります。

[防災システム事業部門、社会公共事業部門]

両事業部門は、平成17年12月をもってカテナへ営業譲渡しております。なお、当期における両事業部門の売上高は178,755千円となりました。

(八) 研究開発の状況

特段の事項はありません。

(2) 設備投資および資金調達の状況

当期においては、平成17年5月17日にカテナ株式会社の引受による1,006,500千円の第三者割当増資、平成18年3月31日に株式会社アパマンショップネットワークの引受による2,860,000千円の第三者割当増資により、資金調達を行いました。

(3) 会社に対処すべき課題

(1) 安定的な収益基盤の構築

当社グループがすすめる新しい不動産情報ポータル事業につきましては、不動産情報ポータルサイト「CatchUp(キャッチアップ)」を中心に展開いたします。

このポータルサイトにおいては、不動産に係るあらゆる情報を質・量とも十分に確保しながら、サイト利用者に分かりやすく・使いやすい形で提供することで、「No.1の不動産関連サイト」となることを目指しております。

そのためには親会社株式会社アパマンショップネットワークとの連携は勿論のこと、当社グループがこれまで培ったノウハウを活かしながら、利便性に富んだ、より公平性・透明性の高いサイト構築を行うことで、グループ外の企業・団体からも賛同を得て、広く情報コンテンツの提供を受けることが重要であると考えております。

また、当社グループが持つ特色を活かして事業を安定的に成長させ、より磐石な収益基盤を構築するためには、社員のそれぞれが持つ開発技術・企画力等の向上が不可欠であり、そのため、より高い技術力・ビジネスマインドを有する優秀な人材の育成に注力しております。今後も当社グループの発展の原動力は人材にあることを基本として、「優れた人材が育つ」ことにより事業拡大をすすめる企業へと更なる改革を行ってまいります。

(ロ) 財務体質の強化

当社は、平成17年5月17日に実施した1,006,500千円の第三者割当増資により、自己資本の充実を図るとともに借入金の一部返済を行いました。また、平成17年6月開催の定時株主総会決議により、資本準備金の全額取り崩しおよび資本の減少（減資）を行い、前期末に生じた累積損失を一掃いたしました。さらに、平成18年3月31日に実施した2,860,000千円の第三者割当増資により、当期中に借入金的全額返済を行い、残額は不動産情報ポータル事業など今後の業容拡大のための資金とする見込みであります。

当社といたしましては、上記と併せ、事業収益による配当可能利益を確保し、可能な限り早期の復配を目指す所存でありますので、株主の皆様これまで以上のご理解とご支援を賜りますよう、今後とも宜しくお願い申し上げます。

(4) 営業成績および財産の状況の推移

(単位：千円)

区 分	第 21 期 (平成14年4月1日～ 平成15年3月31日)	第 22 期 (平成15年4月1日～ 平成16年3月31日)	第 23 期 (平成16年4月1日～ 平成17年3月31日)	第 24 期 (平成17年4月1日～ 平成18年3月31日)
売 上 高	1,841,234	1,703,638	1,313,377	1,102,333
経常利益又は 経常損失()	443,188	36,965	238,678	66,615
当期純利益又は 当期純損失()	473,193	20,377	1,594,948	519,615
1株当たり 当期純利益又は 当期純損失()	円 30.91	円 1.33	円 104.25	円 25.11
純 資 産	1,607,905	1,636,082	39,343	4,466,946
総 資 産	5,138,648	5,148,396	3,341,600	4,808,809

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は当期純損失()は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
2. 第23期は「固定資産の減損に係る会計基準」の早期適用を中心に抜本的な資産のリストラを実施したこと等により、1,594百万円の当期純損失を計上しております。
3. 第24期の状況につきましては、前期「(1)(ロ)営業の経過および成果」に記載のとおりであります。

2. 会社の概況（平成18年3月31日現在）

(1) 主要な事業内容

ソリューションプロダクトおよびソリューションサービス
 システムコンサルティング
 システム設計・開発・保守・運用
 ソリューションプロダクトの開発・販売
 コンテンツ作成、教育サポート
 不動産情報ポータルサイトの構築・運営

(2) 主要な事業所

名 称	所 在 地
本 社	福 岡 県 福 岡 市
東 京 セ ン タ ー	東 京 都 中 央 区

(3) 株式の状況

- (イ) 発行する株式の総数 33,000,000株
 (ロ) 発行済株式の総数 32,569,400株
 (ハ) 株 主 数 1,326名
 (ニ) 大 株 主

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況		当 社 の 当 該 大 株 主 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	議 決 権 比 率	持 株 数	出 資 比 率
株式会社アバマンショップネットワーク	23,854,700 ^株	73.33 [%]		
カテナ株式会社	6,322,700	19.43		
株式会社三井住友銀行	189,000	0.58		
株式会社日本総合技術研究所	103,000	0.31		
小 宮 善 継	57,800	0.17		
荻 野 陽 子	52,000	0.15		
システムソフト従業員持株会	51,752	0.15		
宮 崎 重 則	50,000	0.15		
山本秀人ヘンリー	46,000	0.14		
櫻 井 太 郎	41,300	0.12		

(注) 当社は株式会社三井住友銀行の持株会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループの株式26株(出資比率0.00%)を所有しております。

(4) 自己株式の取得、処分等および保有

(イ) 取得株式

普通株式 1,512株
取得価額の総額 322千円

(ロ) 決算期末における保有株式

普通株式 31,190株

(5) 新株予約権の状況

現に発行している新株予約権

第1回新株予約権

新株予約権の数 1,820個

新株予約権の目的となる株式

種類 普通株式

数 182,000株

発行価額 227円

資本組入額 114円

新株予約権の発行価額 無償

(6) 従業員の状況

区分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	65名	16(減)名	35.3歳	8.5年
女性	14	5(減)	34.4	6.5
合計または平均	79	21(減)	35.1	8.1

(注) 平成17年12月24日付のカテナ株式会社への営業の一部譲渡に伴い、当社の従業員20名(男子15名、女子5名)が同社に転籍しております。

(7) 企業結合の状況

(イ) 親会社との関係

当社の親会社は株式会社アパマンショップネットワーク(以下A S N)であり、同社は当社の株式を23,854,700株(議決権比率73.33%)保有しております。

当社は、親会社に対して製品の販売を行っております。

(ロ) 重要な子法人等の状況

名称	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社リビングファースト	256,150千円	71.52%	不動産情報システムなどのソリューションの提供
株式会社リビングアド	10,000		不動産関連広告の取り扱い

(注) 株式会社リビングアドの株式は、株式会社リビングファーストが100%保有しております。

(ハ) 企業結合の経過

平成17年10月にA S Nが当社株式の公開買付けを行ったことを受け、「システムソフトの今後の成長戦略を構築し、更なる企業価値の向上を目指すために公開買付けに応募する」との判断によりカテナ株式会社がこれに応募し、平成17年11月に当社はA S Nの子会社となりました。

また、当社は平成18年2月をもって、当社が今後展開する「不動産情報に特化したポータルサイト」の構築・運営に欠かせないノウハウ・情報を持つ株式会社リビングファーストの株式（議決権比率71.52%）を取得し、同社を子会社といたしました。

なお、株式会社リビングアドは株式会社リビングファーストの100%子会社であります。

(ニ) 企業結合の成果

当期は期末日が連結子法人等の支配獲得日となり、連結損益計算書を作成しておりませんので、特に記載すべき事項はありません。

(8) 主要な借入先

該当事項はありません。

(9) 取締役および監査役

会社における地位	氏 名	担当または主な職業
取締役会長	大 村 浩 次	株式会社アパマンショップネットワーク代表取締役社長
代表取締役社長	吉 尾 春 樹	
取 締 役	石 川 雅 浩	株式会社アパマンショップネットワーク常務取締役
常 勤 監 査 役	重 留 恒 昭	
監 査 役	西 島 修	株式会社アパマンショップネットワーク常務取締役
監 査 役	川 森 敬 史	株式会社アパマンショップネットワーク常務取締役

- (注) 1. 平成17年6月21日付で平本謹一氏は監査役を辞任により退任いたしました。
2. 平成17年6月22日開催の第23回定時株主総会において、永松憲一氏は新たに取締役に選任され就任いたしました。
3. 平成17年6月22日付で代表取締役社長福井武義氏は代表取締役および執行役員社長を辞任し取締役となり、取締役永松憲一氏は同日付で代表取締役執行役員社長に就任いたしました。
4. 平成17年6月22日開催の第23回定時株主総会において、平本謹一氏は新たに取締役に選任され就任いたしました。
5. 平成17年6月22日開催の第23回定時株主総会において、安達統一郎氏は新たに監査役に選任され就任いたしました。

6. 平成17年12月22日開催の臨時株主総会終結の時をもって、小宮善継、永松憲一、宮本英治、山川利則、平本謹一、福井武義の各氏は取締役を辞任により退任いたしました。
7. 平成17年12月22日開催の臨時株主総会において、大村浩次、石川雅浩の各氏は新たに取締役に選任され就任いたしました。
8. 平成17年12月22日付で取締役吉尾春樹氏は代表取締役社長に就任いたしました。
9. 平成17年12月22日開催の臨時株主総会終結の時をもって、倉林 武、甲斐隆文、原 徹、安達紘一郎の各氏は監査役を辞任により退任いたしました。
10. 平成17年12月22日開催の臨時株主総会において、重留恒昭、西島 修、川森敬史の各氏は新たに監査役に選任され就任いたしました。
11. 常勤監査役重留恒昭、監査役西島 修、川森敬史の各氏は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

(10) 取締役および監査役に支払った報酬その他の職務遂行の対価である財産上の利益の額

区分	取締役		監査役		計		摘要
	支給人員	支給額	支給人員	支給額	支給人員	支給額	
定款又は株主総会決議に基づく報酬	名 4	千円 31,447	名 2	千円 6,960	名 6	千円 38,407	(注)1
株主総会決議に基づく退職慰労金	3	7,690	1	990	4	8,680	
計		39,137		7,950		47,087	

- (注) 1. 株主総会の決議による年間報酬限度額は、取締役162,800千円、監査役20,000千円(平成7年6月定時株主総会決議)であります。
2. 期末日現在における人数は、取締役3名、監査役3名であり、支給人員との差は退任および無報酬によるものであります。

(11) 会計監査人に対する報酬等の額

- (イ) 当社および当社の子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額 12,700千円
- (ロ) 上記(イ)の合計額のうち、公認会計士法(昭和23年法律第103号)第2条第1項の業務(監査証明業務)の対価として当社および当社の子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額 12,700千円
- (ハ) 上記(ロ)の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき会計監査人としての報酬等の額 12,700千円

- (注) 1. 商法特例法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と証券取引法上の監査に対する報酬等の額については明確に区分していないため、合計額を記載しております。
2. 上記以外に当社が会計監査人に支払うべき報酬等はありません。

3. 決算期後に生じた会社の状況に関する重要な事実

特段の事項はありません。

(注) 本営業報告書中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,976,258	流動負債	228,585
現金及び預金	1,763,875	買掛金	48,681
売掛金	160,759	未払金	43,052
原材料	13	未払費用	25,261
仕掛品	38,460	未払法人税等	12,208
前払費用	12,238	未払消費税等	46,881
その他の流動資産	3,345	前受金	3,722
貸倒引当金	2,434	預り金	4,695
固定資産	2,832,551	賞与引当金	43,798
有形固定資産	2,293,046	その他の流動負債	283
建物	608,297	固定負債	113,278
構築物	6,355	繰延税金負債	11,428
車両運搬具	1,070	退職給付引当金	78,153
工具器具備品	12,503	役員退職慰労引当金	13,480
土地	1,664,819	長期預り保証金	10,216
無形固定資産	9,655	負債合計	341,863
ソフトウェア	2,318	(資本の部)	
その他の無形固定資産	7,336	資本金	2,146,530
投資その他の資産	529,849	資本剰余金	1,791,944
投資有価証券	33,800	資本準備金	1,446,385
子会社株式	458,000	その他資本剰余金	345,559
投資土地	25,916	資本金減少差益	345,559
その他の投資	12,132	利益剰余金	519,615
資産合計	4,808,809	当期末処分利益	519,615
		株式等評価差額金	16,859
		自己株式	8,003
		資本合計	4,466,946
		負債及び資本合計	4,808,809

- (注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 支配株主に対する短期金銭債権 550千円
3. 有形固定資産の減価償却累計額 545,871千円
4. 商法施行規則第124条第3号に規定する資産に時価を付したることにより増加した貸借対照表上の純資産額 16,859千円

損 益 計 算 書

(自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)

(単位：千円)

科 目		金 額	
経常 損益 の部	営業収益		1,102,333
	売上高		
	営業費用		
	売上原価	896,565	
	販売費及び一般管理費	194,718	1,091,283
	営業利益		11,050
	営業外収益		
	受取利息	29	
	賃貸料収入	23,951	
	保険解約返戻金	6,864	
その他の営業外収益	1,879	32,726	
営業外費用			
支払利息	62,762		
その他の営業外費用	47,629	110,391	
経常損失		66,615	
特別 損益 の部	特別利益		
	営業譲渡益	600,000	
	新株引受権戻入益	23,164	
	貸倒引当金戻入益	10,150	633,314
	特別損失		
	新株発行費	25,718	
	金利スワップ解約損	12,879	
	事務所移転費用	5,133	
	その他の特別損失	850	44,581
	税引前当期純利益		522,117
法人税、住民税及び事業税		2,502	
当期純利益		519,615	
前期繰越損失		1,299,498	
減資による繰越損失填補額		1,299,498	
当期未処分利益		519,615	

(注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 支配株主との取引高

売上高

550千円

3. 1株当たり当期純利益

25円11銭

重要な会計方針

1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券
 - 子会社株式
移動平均法による原価法
 - その他有価証券
時価のあるもの
決算末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 - (2) たな卸資産
 - 製品・原材料 移動平均法による原価法
 - 仕掛品 個別法による原価法
2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産
 - 定率法
なお、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年で均等償却する方法を採用しております。
 - (2) 無形固定資産
 - 自社利用のソフトウェア
社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法
3. 繰延資産の処理方法
 - 新株発行費
支出時に全額費用として処理しております。
4. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
 - 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 賞与引当金
 - 従業員への賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち、当期の負担額を計上しております。
 - (3) 退職給付引当金
 - 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の額に基づき計上しております。
 - (4) 役員退職慰労引当金
 - 役員の退職慰労金(執行役員分を含む)の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。この引当金は商法施行規則第43条に規定する引当金であります。

5. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるものの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

6. その他

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

利益処分案

科 目	金 額
当 期 未 処 分 利 益	519,615,681 ^円
これを次のとおり処分いたします。	
次 期 繰 越 利 益	519,615,681

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成18年5月17日

株式会社 システムソフト
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 公認会計士 鈴木 昌治 ⑩
業務執行社員

指定社員 公認会計士 本野 正紀 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、株式会社システムソフトの平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第24期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

平成18年5月22日

株式会社 システムソフト

代表取締役社長 吉 尾 春 樹 殿

株式会社システムソフト監査役会

常勤監査役 重 留 恒 昭 ㊞

監 査 役 西 島 修 ㊞

監 査 役 川 森 敬 史 ㊞

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第24期営業年度における取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法および結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等から営業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査し、必要に応じて子会社に対し営業の報告を求めました。また、会計監査人から報告および説明を受け、計算書類および附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社または株主との通例的でない取引ならびに自己株式の取得および処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等に対し報告を求め、当該取引の状況を詳細に調査いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人 監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益処分に関する議案は、会社の財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役の職務遂行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社または株主との通例的でない取引ならびに自己株式の取得および処分等についても取締役の義務違反は認められません。

以 上

(注)常勤監査役重留恒昭、監査役西島 修および川森敬史の各氏は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

連結貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,226,423	流動負債	375,176
現金及び預金	1,883,011	買掛金	115,514
受取手形及び売掛金	272,719	一年以内返済予定の 長期借入金	30,650
たな卸資産	42,160	未払法人税等	13,971
その他	31,616	賞与引当金	43,798
貸倒引当金	3,084	その他	171,241
固定資産	2,773,381	固定負債	114,678
有形固定資産	2,306,929	長期借入金	1,400
建物及び構築物	619,697	繰延税金負債	11,428
機械装置及び運搬具	1,070	退職給付引当金	78,153
工具器具備品	21,341	役員退職慰労引当金	13,480
土地	1,664,819	その他	10,216
無形固定資産	364,387	負債合計	489,855
連結調整勘定	350,113	(少数株主持分)	
その他	14,274	少数株主持分	43,003
投資その他の資産	102,065	(資本の部)	
投資有価証券	33,800	資本金	2,146,530
長期貸付金	1,570	資本剰余金	1,791,944
その他	66,694	利益剰余金	519,615
資産合計	4,999,804	株式等評価差額金	16,859
		自己株式	8,003
		資本合計	4,466,946
		負債、少数株主持分 及び資本合計	4,999,804

(注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 577,989千円

連結損益計算書

当連結会計年度は連結初年度であり、期末日が連結子法人等の支配獲得日となり、貸借対照表のみを連結しているため、連結損益計算書は作成しておりません。

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項
連結子法人等の数 2社
(株式会社リビングファースト、株式会社リビングアド)
2. 持分法の適用に関する事項
持分法の適用会社等はありません。
3. 連結子法人等の事業年度等に関する事項
連結子法人等の決算日はいずれも5月31日であります。
連結計算書類の作成にあたって、これらの会社については連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。
4. 会計処理基準に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
有価証券
その他有価証券
時価のあるもの
連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
たな卸資産
製品・原材料 移動平均法による原価法
仕掛品 個別法による原価法
 - (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
有形固定資産
定率法
なお、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年で均等償却する方法を採用しております。
無形固定資産
自社利用のソフトウェア
社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法
 - (3) 繰延資産の処理方法
新株発行費
支出時に全額費用として処理しております。
 - (4) 重要な引当金の計上基準
貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金
従業員への賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち、当連結会計年度の負担額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の額に基づき計上しております。

役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金(執行役員分を含む)の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(5) 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるものの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(6) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

5. 連結子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結子法人等の資産及び負債の評価方法は、全面時価評価法によっております。

6. 連結調整勘定の償却に関する事項

連結調整勘定は、10年間で均等償却することとしております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成18年5月17日

株式会社 システムソフト
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 公認会計士 鈴木 昌治 ⑩
業務執行社員

指定社員 公認会計士 本野 正紀 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2第3項の規定に基づき、株式会社システムソフトの平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第24期営業年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人は、上記の連結計算書類が、法令及び定款に従い株式会社システムソフト及びその子会社から成る企業集団の財産の状況を正しく示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書謄本

連結計算書類に係る監査報告書

平成18年5月22日

株式会社 システムソフト

代表取締役社長 吉尾春樹 殿

株式会社システムソフト監査役会

常勤監査役 重留恒昭 ⑩

監査役 西島 修 ⑩

監査役 川森敬史 ⑩

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第24期営業年度の連結計算書類（連結貸借対照表）に関して各監査役から監査の方法および結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、連結計算書類について取締役等および会計監査人から報告および説明を受け、また、必要に応じて子会社に対し会計に関する報告を求め、子会社に赴き、業務および財産の状況を調査いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人 監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。
- (2) 子会社調査の結果、連結計算書類に関し指摘すべき事項は認められません。

以上

(注)常勤監査役重留恒昭、監査役西島 修および川森敬史の各氏は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

以上

議決権の行使についての参考書類

1. 総株主の議決権の数

325,285個

2. 議案および参考書類

第1号議案 第24期利益処分案承認の件

当期の利益処分案につきましては、経営体質の強化と今後の事業展開等を勘案し、内部留保にも意を用い、議案の内容は、添付書類（15頁）に記載のとおりといたしたいと存じます。

なお、当期の株主配当金につきましては、当社を取り巻く環境が依然として厳しい折から、誠に遺憾ながら、無配とさせていただきたく存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 「会社法」（平成17年法律第86号）ならびに「会社法施行規則」（平成18年法務省令第12号）および「会社計算規則」（同第13号）が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次の理由により、規定の新設または所要の変更を行うものであります。

単元未満株式について行使することができる権利を明確にするため、変更定款案第10条（単元未満株式についての権利）の規定を新設するものであります。

株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類の一部または全部につき、インターネットによる提供が可能になったことに伴い、株主総会においてより充実した情報の開示を行うことができるよう、変更定款案第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定を新設するものであります。

議決権の代理行使について、株主総会に出席することができる代理人の数を明確にするため、変更定款案第19条（議決権の代理行使）において、代理人の数を1名とするものであります。

取締役会における書面決議が認められたことに伴い、取締役会を機動的に運営するため、その決議について、書面または電磁的記録によりその承認を行うことができるよう、変更定款案第26条（取締役会の決議の省略）の規定を新設するものであります。

上記のほか、「会社法」に基づく株式会社として必要な規定の加除・修正および移設など、全般にわたって所要の変更を行うものであります。

- (2) 「会社法」（平成17年法律第86号）および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年法律第87号）の施行の際に定款に定めがあるとみなされる事項については、平成18年4月26日開催の取締役会において、みなし変更を決議しておりますが、その内容は、変更定款案第4条（機関）、第8条（株券の発行）、第12条（株主名簿管理人）に記載のとおりであります。
- (3) 現行の目的事項のうち現在行っていない事業目的を削除するとともに、今後の事業の展開・多角化に備えて、現行定款第2条（目的）を変更するものであります。
- (4) 当社が属するアパマンショップネットワークグループにおける効率的な事業経営を目的として、決算期の変更を行うものであります。これに伴い、必要な規定を変更定款案第14条（招集）、第15条（定時株主総会の基準日）、第38条（事業年度）、第39条（剰余金の配当の基準日）、第40条（中間配当）のとおり変更するとともに、附則をもって、第25期事業年度は平成18年4月1日から平成18年9月30日までの6カ月間とする旨を定めるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>第1章 総則</p>	<p>第1章 総則</p>
<p>(商号) 第1条 当社は、株式会社システムソフトと称し、英文では SystemSoft Corporation と表示する。</p>	<p>(商号) 第1条 当社は、株式会社システムソフトと称し、英文では、<u>SystemSoft Corporation</u> と表示する。</p>
<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. コンピュータのソフトウェアの開発及び販売業務 2. コンピュータのソフトウェアに関する著作権の輸出入及び販売業務 3. <u>建築物並びに橋梁、ダム、トンネル等の建造物の設計・構造計算・構造解析・水理解析に関する業務</u> 4. <u>コンピュータを利用した土木建築の設計・解析システム及び図形処理システム並びに画像処理システムの開発</u> 5. コンピュータの本体及び周辺装置の開発<u>及び販売業務</u> 6. コンピュータの本体、周辺装置、及びソフトウェアに関する工業所有権の輸出入<u>及び販売業務</u> 7. エレクトロニクス応用商品の開発<u>及び販売業務</u> 8. 出版業務 9. コンピュータによる情報処理サービスに関する業務 10. 情報通信サービス及び放送サービスに関する業務 11. 映像、音楽、コンピュータグラフィックスなどの作品の制作<u>及びそれらを統合的に取り扱う作品の制作並びにその販売に関する業務</u> 12. イベント・展示会、博覧会<u>及び会議などの企画デザイン、演出、設計、製作及び運営に関する業務</u> 	<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. コンピュータのソフトウェアの開発<u>および販売業務</u> 2. コンピュータのソフトウェアに関する著作権の輸出入<u>および販売業務</u> (削 除) (削 除) 3. コンピュータの本体および周辺装置の開発<u>および販売業務</u> 4. コンピュータの本体、周辺装置、<u>およびソフトウェアに関する工業所有権の輸出入および販売業務</u> 5. エレクトロニクス応用商品の開発<u>および販売業務</u> 6. 出版業務 7. コンピュータによる情報処理サービスに関する業務 8. 情報通信サービス<u>および放送サービスに関する業務</u> 9. 映像、音楽、コンピュータグラフィックスなどの作品の制作<u>およびそれらを統合的に取り扱う作品の制作ならびにその販売に関する業務</u> 10. イベント・展示会、博覧会<u>および会議などの企画デザイン、演出、設計、製作および運営に関する業務</u>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>13. セミナー、講習会などの開催に関する教育研修業務</p> <p>14. 前各号に付帯するコンサルティング業務</p> <p>15. 広告・宣伝に関する代理業務</p> <p>16. マーケティングリサーチに関する業務 (新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>17. 前各号に付帯する一切の業務</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を福岡市中央区に置く。</p>	<p>11. セミナー、講習会などの開催に関する教育研修業務</p> <p>12. 前各号に付帯するコンサルティング業務</p> <p>13. 広告・宣伝に関する代理業務</p> <p>14. マーケティングリサーチに関する業務</p> <p>15. <u>不動産の賃貸・仲介および有効活用に関するコンサルタント業務</u></p> <p>16. <u>インターネットを利用した通信販売業務</u></p> <p>17. <u>インターネットプロバイダ業務</u></p> <p>18. 前各号に付帯関連する一切の業務</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p>(3) 監査役会</p> <p>(4) 会計監査人</p>
<p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、電子公告によりこれを行う。但し、<u>電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。</u></p>	<p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</p>
<p>第2章 株式</p>	<p>第2章 株式</p>
<p>(発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は、33,000,000株とする。但し、<u>株式の消却が行われた場合は、これに相当する株式数を減ずる。</u></p>	<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、33,000,000株とする。</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p>	<p>(自己の株式の取得)</p> <p>第7条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(株券の発行)</p> <p>第8条 当社は、<u>株式に係る株券を発行する。</u></p>
<p>(1単元の株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第7条 当社の株式は、<u>100株をもって1単元とする。</u></p> <p>2. 当社は、<u>1単元の株式数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。</u></p>	<p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社の<u>単元株式数</u>は、<u>100株とする。</u></p> <p>2. 当社は、<u>前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、<u>その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>(1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>(2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p>(3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(4) <u>次条に定める請求をする権利</u></p>
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第8条 当社の発行する株券の種類並びに株式の名義書換、実質株主通知の受理、単元未満株式の買取及び買増請求の取扱い、その他株式に関する手続並びにその手数料は、<u>取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p>	<p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(名義書換代理人)</p> <p><u>第9条</u> 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。</p> <p>2. <u>当社の名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。</u></p> <p>3. <u>当社の株主名簿、実質株主名簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、単元未満株式の買取及び買増請求の取扱い等株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>(単元未満株式の買増請求)</p> <p><u>第9条の2</u> <u>単元未満株式を有する株主(実質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含む。以下同じ。)は、その単元未満株式と併せて1単元の株式数となるべき数の株式を自己に売り渡すべき旨を当社に請求することができる。</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p><u>第11条</u> <u>当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u></p>
<p>(基準日)</p> <p><u>第10条</u> <u>当社は、毎決算期現在の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とみなす。</u></p> <p>2. <u>前項のほか、必要あるときは、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第12条</u> <u>当社は、株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>2. <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招集の時期) 第11条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は必要ある場合、随時これを招集する。</p> <p>(招集地) 第12条 株主総会は、本店の所在地又はこれに隣接する地、東京都江東区又はこれに隣接する地にてこれを招集する。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(招集者及び議長) 第13条 当会社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議により取締役社長が招集し、その議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故あるときは、予め取締役会において定められた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p>	<p>3. <u>当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p style="text-align: center;">(株式取扱規程)</p> <p>第13条 <u>当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第14条 当会社の定時株主総会は、毎年12月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(定時株主総会の基準日) 第15条 <u>当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年9月30日とする。</u></p> <p>(招集権者および議長) 第16条 <u>株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>2. 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(決議要件)</p> <p>第14条 当社の株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってする。</p> <p>2. 商法第343条第1項の規定による株主総会の決議は、<u>株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもってする。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 当社の株主又はその法定代理人は、当社の議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。</p> <p>2. 前項の株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第16条 当社の取締役は7名以内とする。</p>	<p style="text-align: center;">(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第18条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第19条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第20条 当社の取締役は、7名以内とする。</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(選任)</p> <p>第17条 <u>当社の取締役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. <u>前項の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。</u></p> <p>3. <u>当社の取締役の選任決議については、累積投票によらない。</u></p>	<p>(選任方法)</p> <p>第21条 <u>取締役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3. <u>取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u></p>
<p>(任期)</p> <p>第18条 <u>当社の取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>	<p>(任期)</p> <p>第22条 <u>取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第19条 <u>当社を代表する取締役は、取締役会の決議により選任する。</u></p> <p>2. <u>当社は、取締役会の決議により取締役社長1名を選任するほか、必要に応じて取締役会長1名及び取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。</u></p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>2. <u>取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p>
<p>(招集者及び議長)</p> <p>第20条 <u>当社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合の他、取締役社長が招集し、その議長となる。</u></p> <p>2. <u>取締役社長に事故あるときは、予め取締役会において定められた順序により、他の取締役がこれに代わる。</u></p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第24条 <u>取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>2. <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p>
<p>(招集通知)</p> <p>第21条 <u>当社の取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 <u>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>2. <u>取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意あるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p><u>第22条 当社の取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもって決する。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会規程)</p> <p><u>第23条 当社の取締役会は、法令又は本定款に定める事項の他、当社の重要な業務執行を決定し、その運営については、取締役会の定める取締役会規程による。</u></p> <p>(報酬並びに退職慰労金)</p> <p><u>第24条 取締役の報酬並びに退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p><u>第25条 当社は、取締役会の決議をもって、商法第266条第1項第5号の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令が定める範囲で免除することができる。</u></p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(員数)</p> <p><u>第26条 当社の監査役は、4名以内とする。</u></p>	<p>2. <u>取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p><u>第26条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(取締役会規程)</p> <p><u>第27条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p><u>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p><u>第29条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(員数)</p> <p><u>第30条 (現行どおり)</u></p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(選任) 第27条 <u>当社の監査役は、株主総会において選任する。</u> 2. <u>前項の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。</u></p>	<p>(選任方法) 第31条 監査役は、株主総会において選任する。 2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>
<p>(任期) 第28条 <u>当社の監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとする。</u></p>	<p>(任期) 第32条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>
<p>(常勤の監査役) 第29条 <u>当社の監査役は、互選により常勤の監査役を定める。</u></p>	<p>(常勤の監査役) 第33条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>
<p>(招集通知) 第30条 <u>当社の監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2. <u>監査役会は、監査役会全員の同意あるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。</u></p>	<p>(監査役会の招集通知) 第34条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>
<p>(決議の方法) 第31条 <u>当社の監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって決する。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役会規程) 第32条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	<p>(監査役会規程) 第35条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>
<p>(報酬並びに退職慰労金) 第33条 <u>監査役の報酬並びに退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</u></p>	<p>(報酬等) 第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(監査役の責任免除) 第34条 当社は、取締役会の決議をもって、監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令が定める範囲で免除することができる。</p>	<p>(監査役の責任免除) 第37条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>
<p>第6章 計算</p>	<p>第6章 計算</p>
<p>(営業年度及び決算期) 第35条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、<u>営業年度の末日を決算期とする。</u></p>	<p>(事業年度) 第38条 当社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの1年とする。</p>
<p>(利益配当) 第36条 <u>利益配当は、毎決算期現在の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録質権者に対しこれを行う。</u></p>	<p>(剰余金の配当の基準日) 第39条 <u>当社の期末配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u></p>
<p>(中間配当) 第37条 <u>取締役会の決議により、毎年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録質権者に対し、商法第293条ノ5の規定による金銭の分配(以下「中間配当」という。)を行うことができる。</u></p>	<p>(中間配当) 第40条 <u>当社は、取締役会の決議によって、毎年3月31日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p>
<p>(除斥期間) 第38条 <u>当社の利益配当金、中間配当金又はその他諸交付金が、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u> 2. 未払の利益配当金、中間配当金又はその他諸交付金には、利息を付けない。</p>	<p>(配当金の除斥期間) 第41条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u> 2. 未払の期末配当金および中間配当金には、利息を付けない。</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
(新 設)	<p>(附則) <u>第42条 第38条(事業年度)の規定にかかわらず、第25期事業年度は、平成18年4月1日から平成18年9月30日までの6カ月間とする。この附則は、期間経過後定款から削除する。</u></p>

第3号議案 取締役および監査役に対する退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金贈呈の件

当社は、平成18年5月29日開催の取締役会におきまして、役員報酬体系の見直しを行い、本定時株主総会終結の時をもって取締役および監査役に対する退職慰労金制度を廃止することを決議いたしました。

つきましては、在任中の取締役吉尾春樹氏に対し、上記制度廃止日までの在任期間に対する功労に報いるため、当社における一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈したいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は取締役会にご一任願いたいと存じます。

対象取締役の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
吉 尾 春 樹	平成8年6月 取締役 平成12年6月 常務取締役 平成15年6月 取締役執行役員常務 平成17年12月 代表取締役社長(現任)

以 上

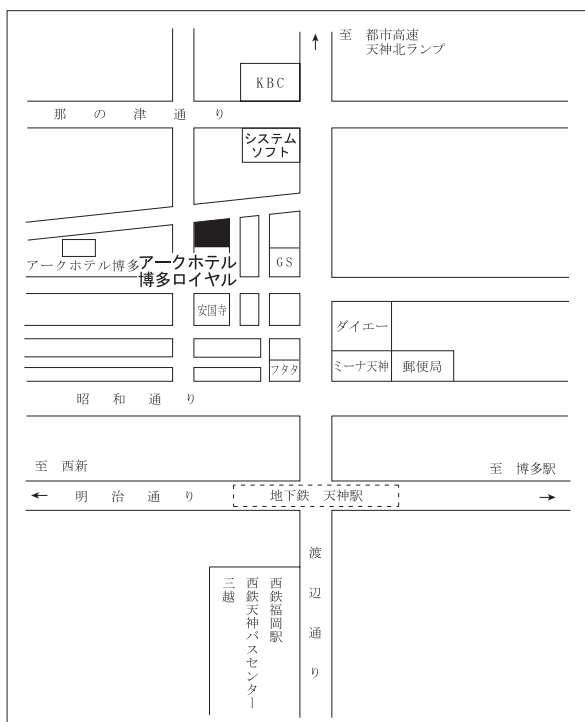
株主総会会場ご案内図

福岡市中央区天神三丁目13番20号

アークホテル博多ロイヤル

3階 孔雀の間

TEL 092 (724) 2222 (代)



地下鉄天神駅より徒歩約10分

当会場には駐車場の用意がございませんので、よろしく
お願いいたします。